

琵琶湖・淀川流域の基本理念（案）

淀川水系においては、流域の責任ある主体である国と流域内の2府4県が、淀川水系河川整備基本方針を策定するにあたり、これまでの経緯を踏まえつつ、流域のあり方について以下の通り基本理念を共有することとする。

【 基本理念 1 】

一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるのではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必要であるとの認識のもと、

1) 計画論として、

- ・上流の安全度向上のため本来なら氾濫していた水を人為的に下流の堤防区間に流下させることから、今後とも下流部においては上流部以上の安全度を確保する。
- ・かつては琵琶湖から常に流れ出していたことに鑑み瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととする。
- ・人為的に下流への洪水時の負荷を増すことになる狭窄部の開削は極力行わないことが望ましいことから、狭窄部上流の遊水機能を極力保全するため、流域全体の協力の下でダムを含めた実現可能な対策を最大限講ずる。その上でなお安全度の確保が困難な場合には、下流河道の整備状況を踏まえつつ、流域全体の協力のもと狭窄部を必要最小限開削する。

2) 計画規模以上の洪水や整備途上段階で施設能力以上の洪水が発生することがあることを念頭に、実際の管理として、

- ・下流河道で破堤による甚大な被害の恐れがある場合には、流域全体でリスクを分担することとして、瀬田川洗堰の全閉操作や、狭窄部を開削した場合における開削以前と同程度まで流量を抑制する方策、本川に排出する沿川の排水ポンプの停止など、流域が一体となった的確な対策を講ずる。
- ・琵琶湖周辺に甚大な被害のあった明治29年洪水については、実績洪水であることに鑑み、琵琶湖沿岸において深刻な被害を生じさせないため、下流への洪水時の負荷を増すことにならない範囲でハード・ソフト両面にわたる超過洪水対策を講ずる。

【 基本理念 2 】

社会経済活動を優先した水利用・河川利用から、流域全体として人々の活動のみならず生物の生息・生育環境など自然環境を含めたこの流域固有のバランスを持続的に保持していくことが必要であるとの認識のもと、

- 1) 琵琶湖・淀川流域全体の自然環境を考慮した水利用を図るため、異常渇水時には琵琶湖水位が著しく低下する実態を念頭に、流域が一体となって、異常渇水対策を含めハード・ソフト両面にわたる対策を講ずる。
- 2) 琵琶湖・淀川流域の特徴ある生物の生息・生育空間の保全・再生に努めるとともに、自然との共生、河川特性や地域固有の歴史・文化を活かした利用の実現に努める。